

悪性新生物登録票

(届出医療機関名)

IDNo.	カルテ No.
氏名 (男・女)	現住所 明・大・昭・平 年 月 日生(才)
	職業
	受診診療科 医療費区分
診断 初診 入院 手術 退院	年 月 日 年 月 日 年 月 日 年 月 日 年 月 日
退院事由 1. 転科 2. 転医 3. 軽快 4. 死亡 5. その他 9. 不明	

診断名 続発性の場合は原発巣()	確 疑 診	1. 確診 2. 疑診
診断方法 (複数可)	1. 臨床的 2. X線 3. 内視鏡 4. 手術 5. 細胞診 6. 組織診 7. 病理解剖 8. 超音波 9. その他	
治療方法 (複数可)	1. 治癒切除術 2. 非治癒切除術 3. その他の手術 4. 放射線療法 5. 化学療法 6. ホルモン療法 7. 免役療法 8. 温熱療法 9. その他() 10. 対症療法のみ 11. せず	
初発・再発別	1. 初発 2. 再発 9. 不明	重複がん 1. あり 2. なし
発見動機	1. 集団検診 2. その他の検診 3. 訪医 9. 不明	

前回届出 1. あり 2. なし 本用紙不足の為送付必要 1. あり 2. なし

(担当医)

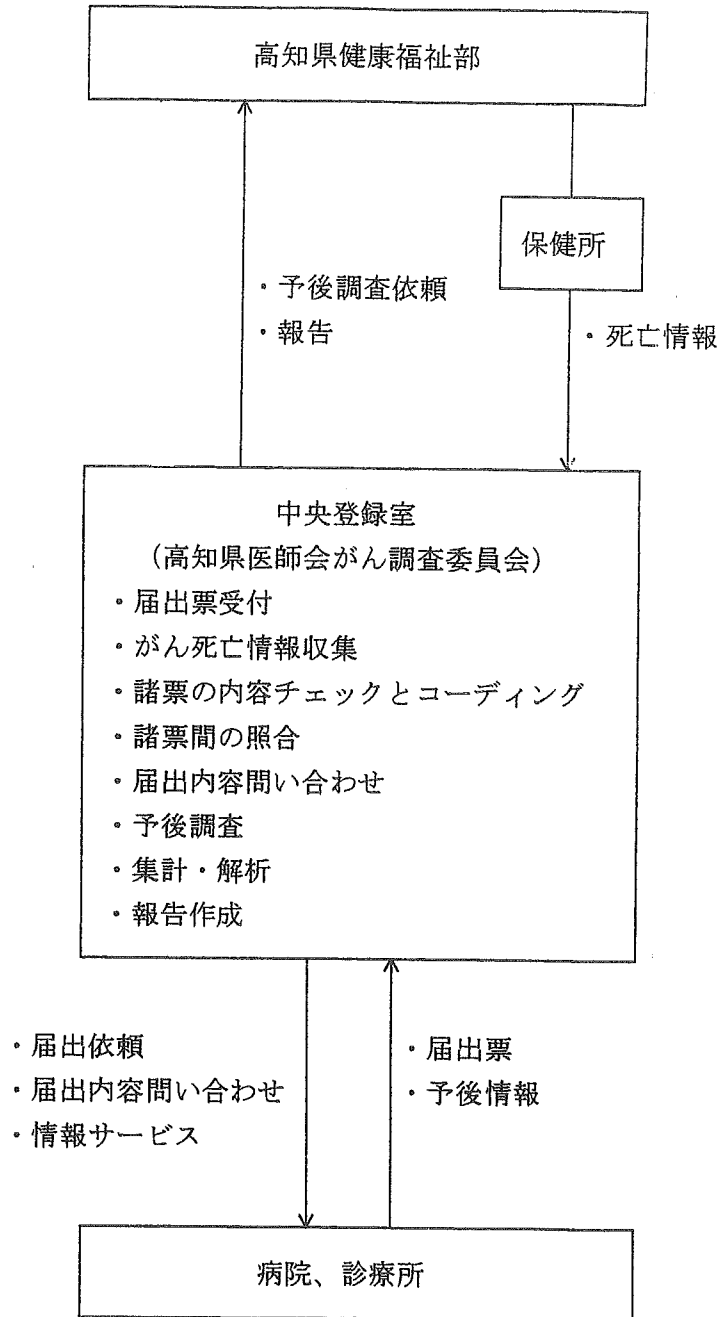
記入：平成 年 月 日

- (お願い)・診断名および原発巣については、できるだけ詳しく記載して下さい。
- ・重複がんであればそれぞれについて登録票を作成して下さい。
 - ・現在の身体状況、既往歴、家族歴、等特記事項があれば裏面下欄にご記入下さい。
 - ・記載については、裏面「記入要領」を参考下さい。

※下記は未記入のこと

登録 No.	受付 No. (年 月 日受付)
--------	------------------------

※本資料は平成16年7月調査時点
(平成17年度より実施主体は高知県になった)



高知県悪性新生物登録事業実施要領

第1 目的

生活習慣病の実態把握が公衆衛生上必要なことは、健康増進法の第16条に規定されているとおりである。本事業は、生活習慣病のうち悪性新生物（がん）について、高知県民での罹患率、受療状況、生存率等を計測するもので、高知県における悪性新生物対策の効果的な推進に寄与することを目的とする。

第2 事業の実施

中央登録室を高知県医師会がん調査委員会におき、高知県健康福祉部および高知県内医療機関の協力により、事業を実施する。

第3 登録の範囲

高知県内医療機関で診断された悪性新生物患者（疑いを含む）を対象とする。

第4 登録の方法

登録の実際は、「地域がん登録の手引改訂第4版」（厚生省がん研究助成金・地域がん登録の精度向上と活用に関する研究班、平成11年3月）に則って行う。

（1）罹患調査

中央登録室である高知県医師会がん調査委員会が、高知県内医療機関に、調査対象年に悪性新生物と診断された患者の届出を求める。届出項目は、「氏名、性、生年月日、住所、届出医療機関（者）、診断年月日、診断名、診断方法、治療方法、発見動機、退院時転帰」等である。

（2）死亡調査

中央登録室である高知県医師会がん調査委員会が、人口動態調査死亡小票の閲覧調査を、目的外利用の申請を行って、高知県下の保健所で行う。悪性新生物病名の記載がある死亡小票を調査し、「氏名、性、生年月日、住所、死亡届出医療機関（者）、死亡年月日、死因」を収集する。

第5 患者登録票の整備とその保管

収集した情報は個人ごとに整理して、患者登録票を作成する。その取り扱い及び保管に当たっては、「データ管理取扱規約」を制定し、個々の患者の秘密が保持されるよう厳重に注意する。

第6 登録情報の集計、解析及びその結果報告

（1）収集、整理した登録情報に基づき、罹患率、受療状況、生存率等を集計解析する。

（2）解析した結果を年毎にまとめ、高知県健康福祉部、高知県内医療機関、および地域がん登録全国協議会に報告する。

第7 登録の精度の管理とその向上

登録精度を常に管理し、その向上に努める。そのため、医療機関等に対し届出体制の整備を依頼するとともに、必要に応じて医療機関等に出張し、情報を採録する。

第8 秘密の保持

本事業の関係者は、「データ管理取扱規約」に則って登録資料を取り扱い、秘密保持には格別の配慮を払うとともに、本事業により知り得た秘密を、本事業の目的外に使用しない。

データ利用の内容・許可手続き

- 情報サービス : 高知県医師会内がん登録室で受付
- 研究的利用 : ①高知県医師会内がん登録室で申請受付。
②高知県医師会内がん登録室で研究目的、方法、内容、結果の公表の仕方について詳細に打ち合わせを行う。この過程で、研究の意義、研究可能性などを明確にする。
③がん調査委員会で審議。
- 許可基準 : 特に明文化していないが、目的、意義、研究の可能性を検討する。
また、許可があった場合の資料の取り扱い、結果の公表について下記のごとき、きまりを作成している。
- 結果の報告 : 1. 研究成果の公表にあたっては、事前に登録室代表者と協議する。
また、公表前に、公表する全文（図表とも）の写しを登録室代表者に提示する。
2. 論文の中に「高知県医師会がん調査委員会がん登録資料を利用した」ことを記載する。
3. 印刷論文の別刷2部を登録室、及び登録室を経由して高知県医師会に渡す。

(様式1号)

佐賀県悪性新生物届出票 (秘)

受付番号 _____

届出票提出時期	確定診断時
1.外来患者	死亡時
2.入院患者	(確定診断時)
3.入院患者	退院時
	死亡時

届出医療機関 _____

(控)

所在地 _____

電話 _____

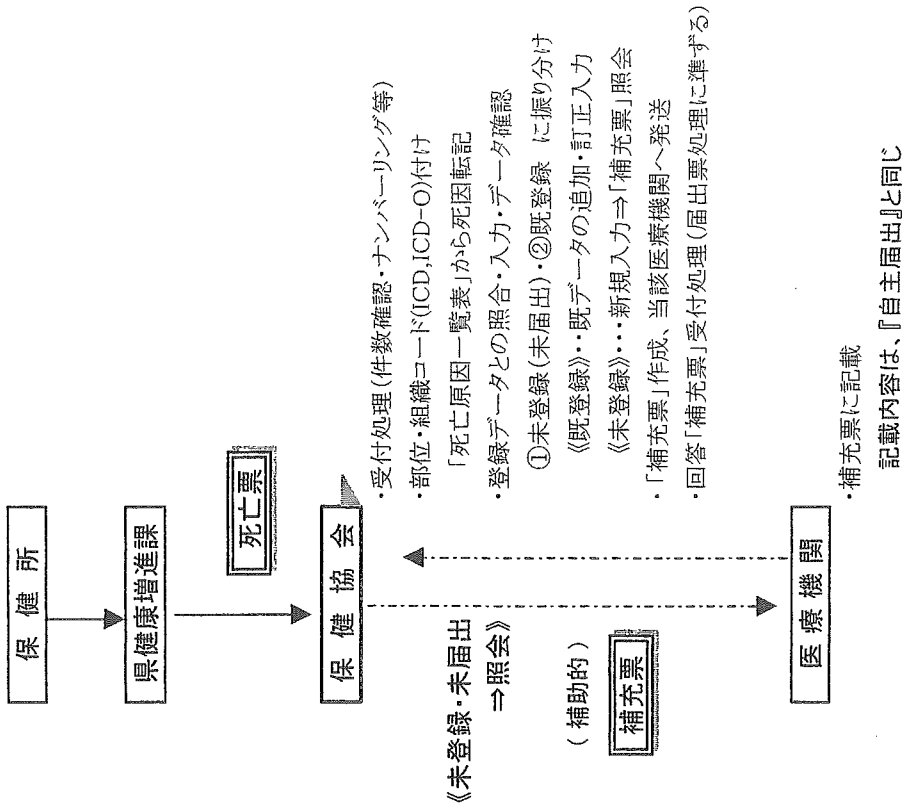
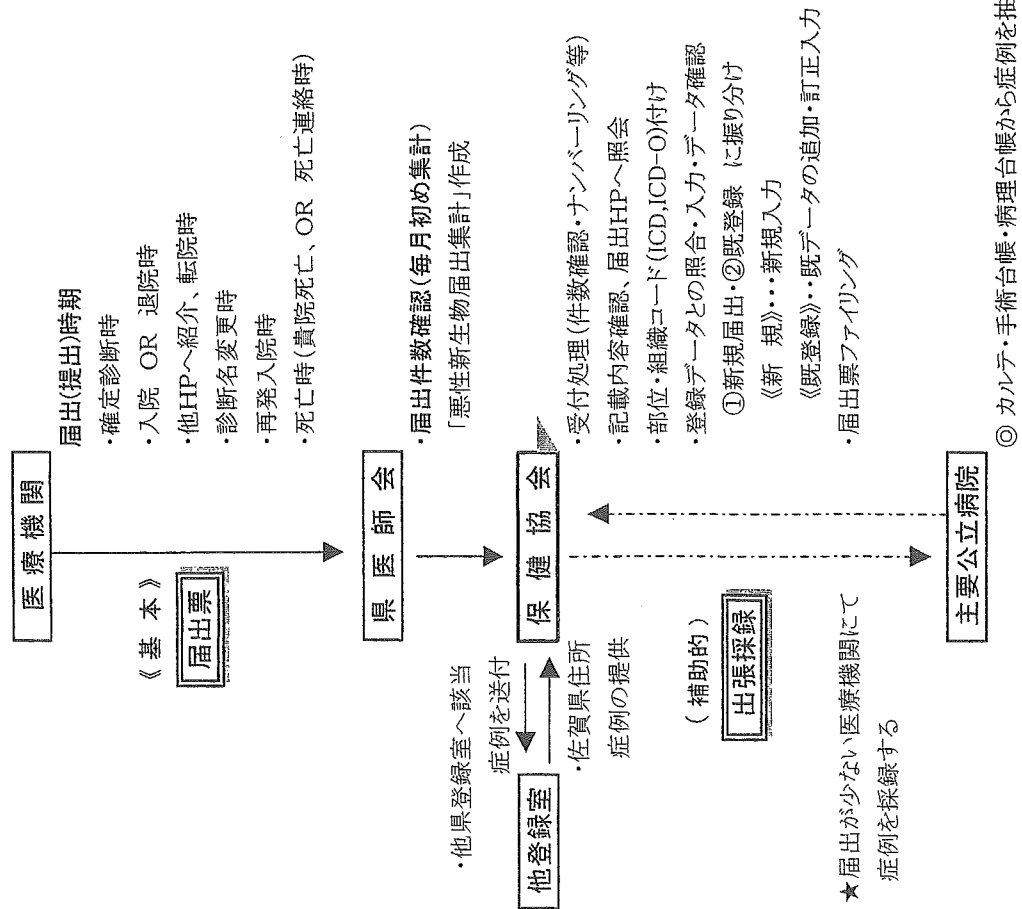
貴院カルテ番号 _____		名称 _____		記入医師名 _____	
ふりがな _____					
1 氏名	2 性別 男・女	3 生年月日	M T S H	年 月 日	4 年齢
5 住所	市郡 区町村		番地		
6 紹介元 (受診理由)	(1) 他医療機関より (2) がん(集団)検診より (3) 健康診断より (4) なし				
7 貴院での診断年月日	年 月 日	8 初めて新生物と診断された年月日	年 月 日	(1) 貴院 (2) 他院	
9 診断名 (詳細部位をご記入下さい。例:大腸癌は結腸癌(上行・下行結腸癌等)と直腸癌に区別して下さい。)	診断名: _____ (1) ① 確定 ② 疑診 (2) ① 原発 ② 転移 (転移の場合、その原発巣: _____) (3) ① 初発 ② 再発 (再発の場合、初発時の診断年月日: _____ 年 月 日) (4) 重複がん ① 無 ② 有 (有の場合、診断名: _____ 診断年: _____ 年)				
10 病巣の広がり	(1) 上皮内がん (2) 当該臓器限局 (3) 所属リンパ節転移 (4) 隣接臓器浸潤 (5) 遠隔転移 (6) 不詳 Stage: _____ pTNM: _____				
11 診断方法 (他院での検査も含めて、該当するもの全部に○印。)	(1) 視・触診 (2) X線 (3) 超音波 (4) C T (5) MRI(NMR) (6) R I (7) 内視鏡 (8) 細胞診 (F.Class: _____) (9) 手術 (10) 組織診 (白血球等は骨穿含) (11) 剖検 (12) その他 (_____)				
12 病理診断 (11で(8)細胞診、(10)組織診、実施の場合は必ず御記入下さい。)	組織診断名: _____ (剖検所見含む) 細胞診断名: _____ (組織型判明の場合)	13 組織診の材料 (11で(10)組織診実施の場合は、該当するもの全部に○印。) (1) 生検(白血病等は骨穿含) (2) 手術 (3) 解剖(剖検) (4) その他(_____)			
14 貴院入院	(1) 入院した (入院年月日 _____ 年 月 日 ~ 退院年月日 _____ 年 月 日) (2) 入院せず				
15 治療方法 (他院での治療も含めて、該当するもの全部に○印。)	(1) 手術療法 (① 治療切除 ② 非治療切除 ③ その他(_____)) (2) 放射線療法 (3) 化学療法 (4) ホルモン療法 (5) 免疫療法 (6) 対症療法のみ (7) その他特殊療法 (① TAE ② 温熱療法 (8) せず ③ その他(_____))			手術年月日 または 治療開始年月日 _____ 年 月 日	
16 喫煙・飲酒歴 (該当するものに○印。酒量は換算表より日本酒の量で御記入下さい。)	喫煙 ① 吸う } 1日 (_____) 本 ② 以前吸った } (_____) 年間 ③ 吸わない ④ 不明	飲酒 ① 飲む 週 (_____) 回 (_____) 合 ② 以前飲んだ ③ 飲まない(週1回未満) ④ 不明	換算表 焼酎 お酒割り1杯 :1合 ビール 大びん1本 :1合 ウイスキー ダブル1杯 :1合		
17 死亡の場合	死亡年月日 _____ 年 月 日 死亡地 (医療機関、自宅、その他、不明) 死亡原因 (1) 原病死 (2) 他因死 (_____)				
18 肝がんの場合 (もし分かれば○印で囲んで下さい。)	・ HBs抗原 (+・-) _____ ・ HCV抗体 (+・-) _____	19 その他特記事項 _____			

ご協力有難うございました。本用紙不足のため送付必要でしたら、御記入ください。

1.届出票 枚 2.封筒 枚

届出票等の受付処理・流れ

【自主届出】 ……新生物症例の報告(診断名・進展度・検査・治療・予後等) ……指定統計調査票『人口動態調査死亡票(全死亡者)』

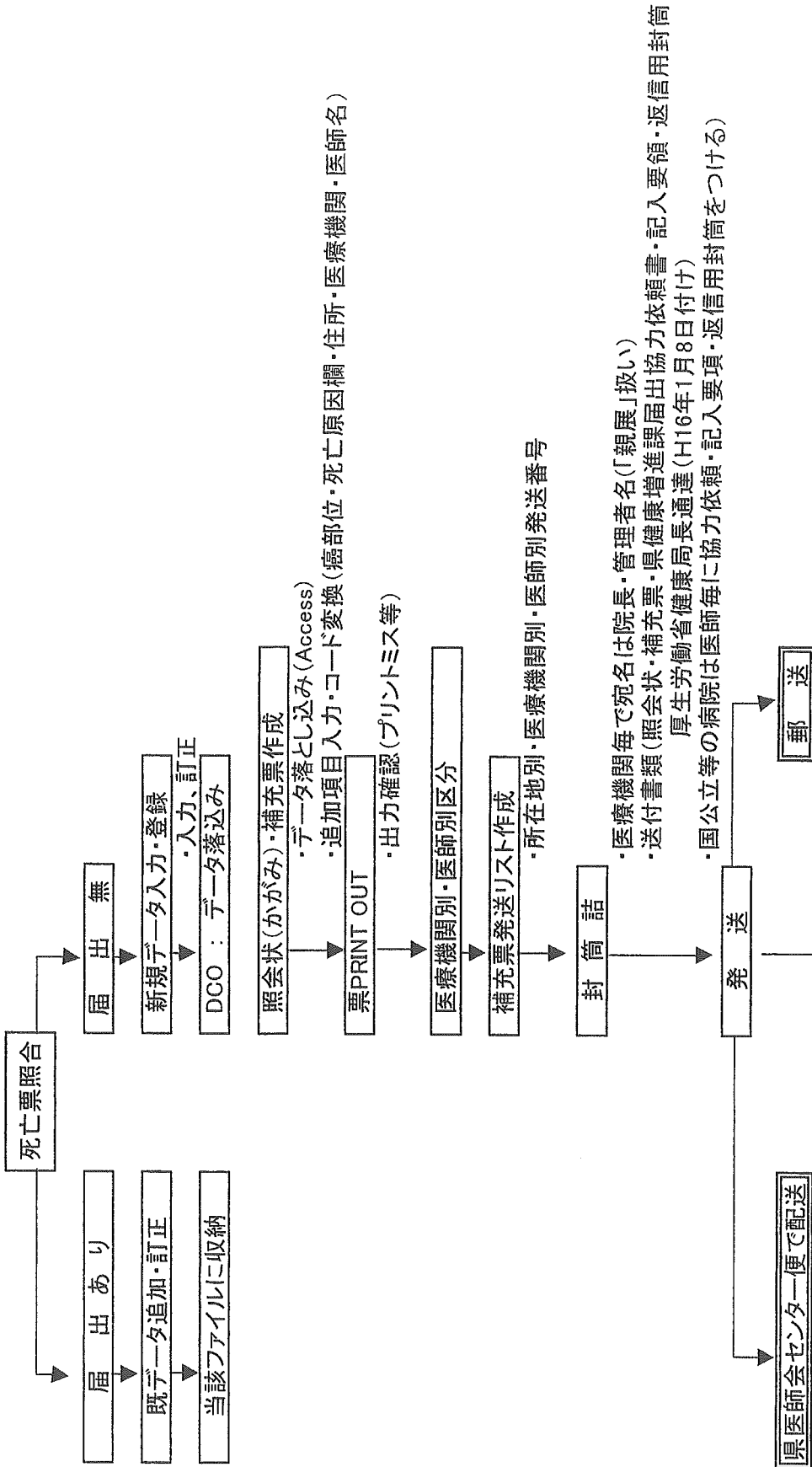


★「死亡票」の使用にあたっては、厚生労働省大臣官房統計情報部に使用許可の承認を得て使用。

★医療機関から地域がん登録への診療情報提供については、厚生労働省健康局長から各都道府県知事・政令市長・特別区長あてに、平成16年1月8付けにて、『個人情報保護に関する法律』に規定される「利用目的による制限」及び「第三者提供の制限」の適用除外の事例に該当する(内閣官房及び総務省と協議済み)とする通知がなされた

(参:『地域がん登録事業に関する「個人情報の保護に関する法律」』及び「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律」の取扱いについて)

補充票照会の流れ



・センター便番号が無いものは直接郵送(「配達記録証明」等扱い)

- ★直接、登録室で受付処理
- ・発送リストにチェック
- ・受療日ごとに集計(医師毎)
- ・受付印・一連番号押印
- ・記載内容チェック
- ・死亡票に貼付
- ・データ追加・訂正・入力チェック
- ・記載内容照会状作成
- ・当該ファイルに収納

- ・「センター便番号」順ごとに纏める。
- ・「センター便依頼書」記入
- ・県医師会:がん登録担当者へ依頼

佐賀県がん登録事業の概況

佐賀県がん登録事業実施の概略

1. 目的

本県のがんによる死亡率は常に全国の高位を占めており、しかも年々上昇傾向にある現状にかんがみ、本県におけるがんの実態を把握するため、がん患者の登録を行い、それによって得られた各種データをがん死半減対策のための資料として活用する。

2. 事業主体

この事業は、佐賀県（以下「県」）が佐賀県総合保健協会（以下「保健協会」）・佐賀県医師会（以下「県医師会」）及び医療機関の協力を得て実施する。

3. 登録（届出）の対象・方法

（詳細は「届出票記載要領」参照のこと）

- (1) 佐賀県内の居住者で悪性・上皮内・性質不詳の新生物に罹患している全ての患者（以下「患者」）を対象とする。
- (2) 各医療機関の医師は、外来患者及び入院患者について、1) 外来受診時
2) 入院時 3) 退院時 4) 死亡時の何れかの時点において、『悪性新生物届出票（様式第1号）』（以下「届出票」）に所要事項を記入し、県医師会に送付する。

新生物以外で入院の場合も、過去に悪性新生物の既往がある場合には、過去の届出が確実なものを除き届出する。

- (3) 各保健所長は、移送分を含む全ての『人口動態調査死亡票』（以下「死亡票」）の写しを、県健康増進課を通じて保健協会へ送付する。

- (4) 保健協会は、届出票及び死亡票により、既登録患者との照合を行い、患者ごとに所要事項の登録を行う。

また、死亡票のみの患者については、『補充届出票』（様式は届出票に準ずる）により医療機関から情報収集し、登録を行う。

また、県外の医療機関で受療した患者については、医療機関に出向く等により、所要事項について情報収集を行う。

- (5) 届出は「届出票等返信用封筒」にて、その都度または1ヵ月ごとに、病院一括・診療科別・個々の何れかにより送付する。

また、届出票は〔提出用〕〔控〕の二枚複写となっているので、〔提出

用〕のみを送付し、〔控〕は医療機関で保管する。

- (6) 届出票・返信用封筒の新規及び追加請求については、下記(1)まで連絡し送付してもらう。

4. 集計・解析及び報告

届出票は県医師会にて毎月集計し、保健協会を通じて県健康増進課に報告する。

保健協会は患者の登録状況について集計・解析等を行い、年度末に『佐賀県がん登録事業報告書』を作成し、県健康増進課に提出する。

5. 情報の提供

県健康増進課は、登録状況についての集計・解析結果を県民・医療機関・関係団体等に提供する。

情報の種類は、部位別・性別・地域別・年齢階級別の罹患数（率）・生存率等で、情報が必要な場合は、下記(2)まで問い合わせる。

6. 秘密の保持

この業務に従事した医師・その他の関係者は、患者について業務上知り得た秘密については、これを厳守しなければならない。

(1) 届出票等の請求

(社) 佐賀県医師会 地域医療課 がん登録担当
〒849-8514 佐賀市新中町2番15号
TEL: 0952(33)1414 FAX: 0952(33)0102

(2) 統計情報の照会

佐賀県健康増進課 生活習慣病対策担当
〒840-8570 佐賀市城内1-1-59
TEL: 0952(25)7074 FAX: 0952(25)7268

(3) 登録全般への照会

(財) 佐賀県総合保健協会 がん登録事業担当
〒840-0815 佐賀市天神一丁目4番15号
TEL: 0952(25)2320 FAX: 0952(25)0517

★ 各種問い合わせについて ★

佐賀県成人病情報調査解析事業（がん登録事業）の業務処理及び資料の利用に関する規程

（趣旨）

第1条 この規程は、佐賀県成人病情報調査解析事業（がん登録事業）実施要領に基づき、同事業（以下「がん登録事業」という。）に関するデータの秘密を保持するため、業務処理及び資料の利用について必要な事項を定める。

（秘密の保持）

第2条 がん登録事業に関与する者及び関与していた者は、業務上知り得た個人及び個々の医療機関情報を他に漏らしてはならない。

（情報の収集等）

第3条 収集する情報は、がん登録事業に必要かつ最小限の範囲にするとともに、常に正確な情報の把握に努めなければならない。

（登録作業）

第4条 収集した情報は、常に正確に処理し、適正に管理しなければならない。

2 帳票その他不要となった用紙等は、裁断、焼却その他復元できない方法によって処分しなければならない。

（原票の保管）

第5条 原票及び電算機用に入力したディスク・テープは、すべて施錠する室内に保管する。

（届出内容の医療機関への問合せ）

第6条 登録作業上、届出内容について問合せの必要が生じたときには、県健康増進課長が承認した職員が行う。

2 電話による問合せの場合は、通話相手が届出医であることを確認した後、問合せを行う。文書による問合せの場合は、必ず書留便によるものとする。

なお、届出医の退職等により届出医との連絡が不能の場合は、届出医療機関の管理者に対し問合せをするものとする。

（予後情報サービス）

第7条 届出医療機関の医師が届出患者の予後情報サービスを受ける場合は、文書等により県健康増進課に申し込むものとする。

2 情報の送付は、予後情報サービス受付簿（様式第1号）に所定の事項を記入した後、手渡し又は、書留便によるものとする。

3 情報を受けた場合は受領後の資料の取り扱いに関する責任の所在を明らかにした受領書（様式第2号）を提出するものとする。

4 予後情報サービスは、患者本人及びその家族を含め第三者に対しては行わない。

（登録資料の利用）

第8条 年報等により公表されている資料以外の資料を、保健、医療及び研究のために利用する場合には、目的、対象等を記載するとともに、この資料により知り得た情報ないし他医療施設

に関する情報を利用目的以外に使用しない旨誓約した申請書（様式第 3 号）を県健康福祉本部長に提出するものとする。

2 県健康福祉本部長は、登録資料の利用について差し支えないと判断したときは、登録資料提供記録簿（様式第 4 号）に所定の事項を記入した後、申請者に登録資料利用許可書（様式第 5 号）及び資料を交付する。

3 申請者は、資料を受領したときは、直ちに資料受領書（様式第 6 号）を県健康福祉本部長に提出するものとする。

なお、申請者は、使用后直ちにその資料を登録室に返還しなければならない。

（他県がん登録との情報交換）

第 9 条 他県のがん登録室の依頼を受け、本県のがん登録に届出された当該県在住者の情報を当該県がん登録室に提供する場合は、県健康増進課長の承認を得たうえ、原票の複写を書留便で送付する。その際、受領後の資料の取扱いに関する責任の所在を明らかにした受領書の提出を求めるものとする。

（その他）

第 10 条 報道関係者からの問合せには、原則として県健康増進課が応答するものとする。

2 県健康福祉本部長は、登録資料の利用状況について、佐賀県成人病登録評価部会に報告するものとする。

3 この規程に定めるもののほか、必要な事項はその都度関係機関で協議のうえ定める。

附則

この規程は、平成 3 年 4 月 1 日から適用する。

附則

この規程は、平成 5 年 4 月 1 日から適用する。

附則

この規程は、平成 12 年 4 月 1 日から適用する。

附則

この規程は、平成 13 年 4 月 1 日から適用する。

附則

この規程は、平成 16 年 4 月 1 日から適用する。

様式1号



新生物届出票

提出用

ふりがな		性別	生年月日	
患者氏名		男・女	1. 明治 2. 大正 3. 昭和 4. 平成	年 月 日
現住所	都道府県	市区町村	番	号 番地
カルテ番号	貴院での診断年月日		転帰	
	昭和 平成 年 月 日		1. 軽快 2. 不変 3. 進行中 4. 死亡退院 5. 転科 9. 不明	
受診の動機	1. 集団検診 2. 健康診断 3. 自覚症状 4. その他			
貴院への紹介	1. なし 2. あり (施設名)			
他院への紹介	1. なし 2. あり (施設名)			
部位及び診断名	1. 原発 (左右の場合は明記して下さい。) 2. 続発 (続発の場合は原発巣) 部位		1. 初発 2. 再発 0. 確診 1. 疑診	
	診断方法 (該当すべてに○を)			
組織学的診断	1. 剖検 2. 組織学的診断 3. 細胞診 4. 手術所見 5. 内視鏡 6. X線 7. CT 8. RI 9. 超音波 10. 理学的所見 11. その他			
病巣のひろがり	診断施設: 1. 自院 2. 他施設 () 号			
TNM分類	C・S・P T N M ()		Clinical Stage	
入院の有無	入院 ① 年 月 日 ② 年 月 日 退院 ① 年 月 日 ② 年 月 日			
貴院での治療 (該当するものすべてに○を)	1. 手術 (イ. 治癒切除 ロ. 非治癒切除 ハ. その他) 2. 放射線 3. 化学 4. ホルモン 5. 免疫 6. TAE 7. ポリペクトミー 8. PEIT 9. 対症療法 10. 経過観察のみ 11. その他 ()		手術・治療 開始年月日 年 月 日	
その他及び特記事項				

※太枠内は必ず記入して下さい。

○初診、再診、外来、入院を問わず診断した事件腫瘍及びその疑いの患者についても記入して下さい。
○記入については「留意事項」を参照下さい。
○主治医の許可なく患者に直接接触することは致しません。
○この届出票は複写控えが取れます。コピーの控えの方は貴院でご利用下さい。

本用紙不足のため送付必要 1. あり 2. なし

提出医療機関名 _____

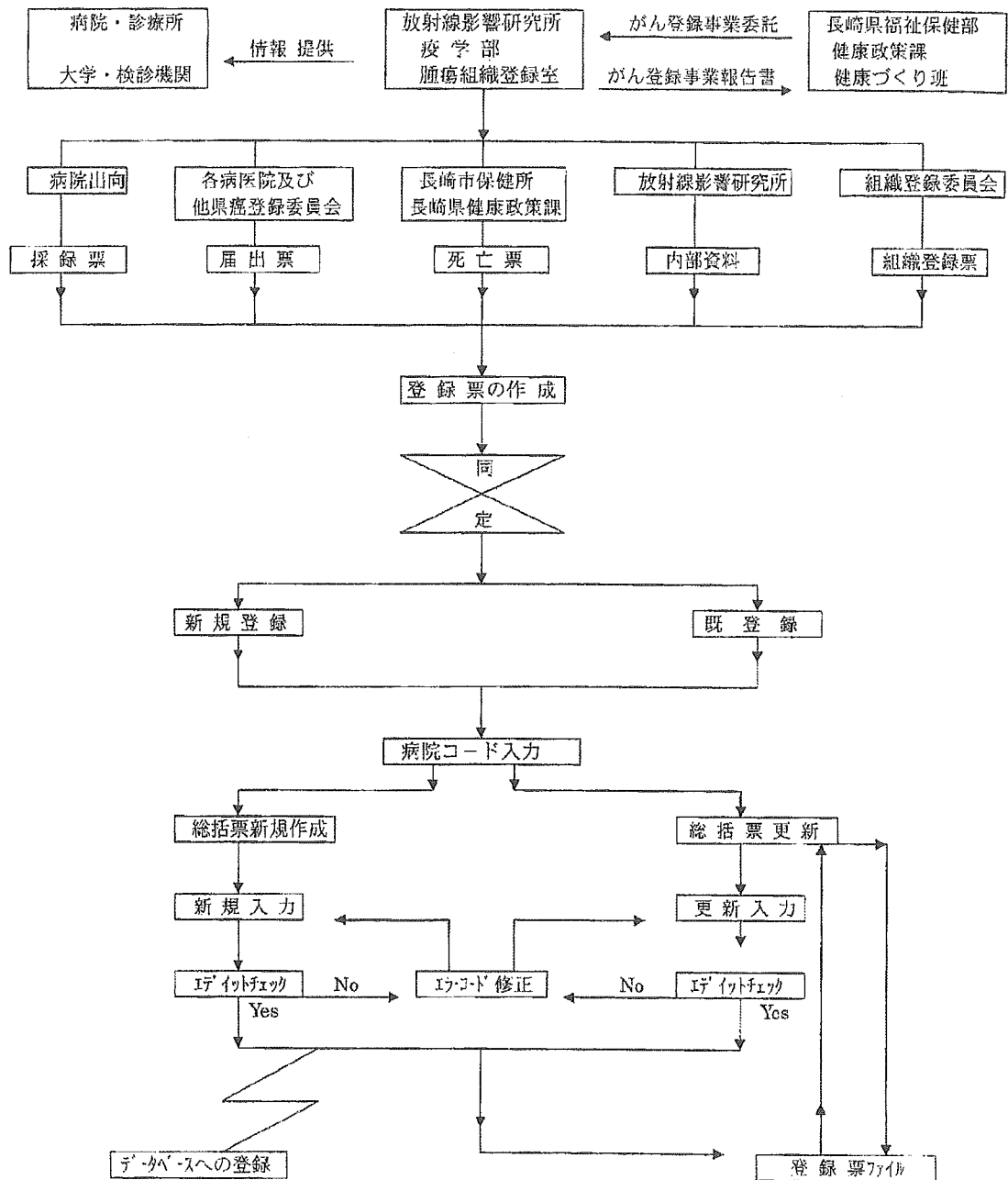
所在地 _____

診療科名 _____ 医師名 _____

(届出日 平成 年 月 日)

長崎県がん登録委員会

腫瘍組織登録業務のフローチャート



第1 目的

わが国における死因順位の第1位を続けており、社会的にも家庭的にも重大な影響を及ぼす悪性新生物に対して、厚生省は昭和59年度から開始した第1次10か年戦略を平成5年度で終了したが、平成6年度からがん克服新10か年戦略を進めることとしている。

本県の悪性新生物による死亡率（人口10万対）は、全国の高位（平成5年都道府県別順位8位）を占めており、なおかつ増加の傾向にある。

本県におけるがん登録事業は、昭和59年度から平成5年度まで厚生省の第1次10か年戦略と連動する形で10年間、県内で発生するすべてのがん患者及びその疑いのあるものの実態を把握するため、患者や死亡者の登録事業を実施し、がん予防対策推進の基礎資料収集に努めてきた。

この基礎資料を活用するとともに、更に10年間がん登録を継続し、がんの地域的な発生状況の研究や、がん検診受診率との相関、長崎県に特に発生率の高いがんの疫学的な調査等を行い、更にその成果を住民や医療機関の啓発用資料として、県民の保健衛生の向上に寄与することを目的とする。

第2 実施主体

この事業は県医師会、長崎大学医学部、国公立各医療機関、財団法人放射線影響研究所及び県内の老人保健法によるがん検診実施機関等の協力を得て長崎県が実施する。

第3 委員会の協力

長崎県は、この事業を円滑、かつ効率的に実施するため、長崎県保健医療対策協議会成人保健部会がん登録委員会（以下「がん登録委員会」という。）の指導助言と同部会各がん（胃がん・子宮がん・肺がん・乳がん・大腸がん）委員会の協力を得ながら事業を推進するものとする。

第4 業務委託

がん登録を効果的に実施、運営するために業務を委託により行う。委託業務にあたっては受託者において「長崎県がん登録室」（以下「がん登録室」という。）を設置し、登録業務の促進、内容の向上及びそれらに関する必要な事業を行うものとする。

第5 登録の対象

登録の対象は、「登録者の対象疾患名」（別表）に規定するがん及びがんの疑いのあるものの罹患者並びに死亡者とする。

第6 登録の方法

がん登録の方法は次のとおりとする。

(1) 診断時の届け出

県内に所在する医療機関の医師は、第5に規定する疾患を診断したときは、新生物届出票（別紙様式第1号、以下「届出票」という。）に所要事項を記載のうえ、がん登録室あて届出するものとする。なお、診断時における届け出は次に掲げる場合にも行うものとする。

- ①すでに他の医師による届け出が考えられる場合においても、自身が患者と診断したとき。
- ②治療が終了し、又は治療を中止している者が再び受診又は受療したとき。
- ③届け出済みの患者が新たに別のがんに罹患したと診断したとき。

(2) 死亡時の届け出

県立保健所は全ての人口動態調査死亡小票の転写表（以下「小票写し」という。）を県健康政策課に月毎に送付するものとし、県はこれをがん登録室に転送するものとする。

(3) 出張採録

登録は原則として医療機関の届け出によるが、必要の場合長崎県が出張採録を行うものとする。

第7 資料の保管

がん登録室は提出された届出票、小票写し等に基づき登録を行い、その資料を保管するものとする。

第8 評価の方法

評価の方法は次のとおりとし、10年間に順次行うものとする。

- (1) 死亡率測定
- (2) 罹患率測定
- (3) 有病率測定
- (4) 生存率測定（3年・5年）
- (5) 受療率測定
- (6) 入院率測定
- (7) 治療方法測定
- (8) 患者の受診動態
- (9) 検診の評価
- (10) 治療の評価
- (11) 疫学調査（被爆・塵肺・白血病・ATL・ヘパトーマ・アスベスト等）
- (12) その他がん予防対策推進に有効な事項

第9 がん予防対策普及啓発活動

本事業で登録・評価されたデータは次のとおり普及啓発活動に活用するものとする。

- (1) 住民啓発用媒体の作成
- (2) 医療機関の届出促進用媒体の作成
- (3) その他がん予防対策普及啓発用資料の作成

第10 用紙等の配布

届出票の用紙及び封筒（料金受取人払い）はがん登録室から、県医師会又は地域医師会を通じて各医療機関に配布するものとする。

第11 届出の開始時期

届出は平成6年1月1日以後診断した患者及びその疑いがあるもの並びに死亡者について行うものとする。

第12 秘密の保持

この業務に従事した医師、医療従事者及びその関係者（事務職を含む）は、業務上知り得た患者に関する事項について、秘密を厳守し他に漏らしてはならない。

第13 情報の提供

学術的目的及び患者治療等のため本事業の情報を利用する場合は、「長崎県がん登録事業に係る情報保護に関する事務取扱要領」に基づき承認を受けなければならない。

第14 個人情報の不開示

がん登録に係る個人情報の開示請求については、これを不開示とする。また、がん登録に係る個人情報の存在の有無については、これを回答しない。

第15 その他

この要領に定めるもののほか、必要な事項はそのつどがん登録委員会で協議のうえ定める。

附則 この要領は、平成6年10月1日から施行する。

附則 この要領は、平成14年4月1日から施行する。

長崎県がん登録事業に係る情報保護に関する事務取扱要領

第1 目的

この要領は、長崎県保健医療対策協議会成人保健部会専門委員会設置要綱並びに新長崎県がん登録・評価事業実施要領（以下「実施要領」という。）に基づき実施する新長崎県がん登録事業（以下「がん登録事業」という。）における情報の取扱いに関する基本的事項を定めることにより、がん罹患者等の個人及び情報を提供する医療機関（以下「届出医療機関」という。）の秘密の保護を目的とする。

第2 従事する者の義務

がん登録事業の受託者が設置した「長崎県がん登録室」（以下「登録室」という。）において、がん登録事業に従事している者又は従事していた者は、がん登録事業への関わりの中で知り得た個人及び届出医療機関の情報を他に漏らしてはならない。
ただし、第6の（3）に基づく資料提供を除く。

第3 情報の収集（範囲等）

- （1）収集する情報は、がん登録事業を実施するために必要な範囲に限定する。
- （2）情報の転記・複写作業において誤記した用紙類は、焼却又は裁断により廃棄する。
- （3）「登録室」は届出の情報に不備がある場合等には、必要に応じて補足調査又は追跡調査を行う。
なお、情報の収集に際して患者あるいはその家族と接触してはならない。

第4 情報収集の登録事務

- （1）情報登録は、専用のコンピューターで行い、オンラインによる外部との結合はしない。
- （2）入力等の操作のためのパスワードを設定する。
- （3）患者個人の同定については、新生物届出票（以下「届出票」という。）の氏名、住所地、生年月日、性別、罹患部位等の情報の範囲内で判別する。
- （4）主治医（届出医）に対しての照会が必要な場合には、あらかじめ受託代表者が指名した「登録室長」がこれを行う。
- （5）届出医の退職等の理由で、届出医本人との連絡が取れない場合は、届出医療機関のがん登録担当医師（管理者）に対し照会する。

第5 収集情報の管理

- （1）届出票等の管理
 - ① 情報入力等の処理後の原票は、施錠した専用ロッカーに保管する。
 - ② 原票が不要となった場合は、直ちに焼却又は裁断により廃棄する。
- （2）出力帳票の管理
 - ① 出力帳票のうち保管を要するものは、施錠した専用ロッカーに保管する。
 - ② 不要となった帳票は、直ちに焼却又は裁断により廃棄する。
- （3）フロッピーディスク等の情報管理
 - ① 作業中の事故又は故障に備えて、登録情報をフロッピーディスク等に複写保管する。
 - ② これら登録情報を入力したフロッピーディスク等は、施錠した専用ロッカ

一に保管する。

③ また、これらは不要となった時点で、直ちに消去する。

(4) がん登録資料の種類は以下の各号に示すものをいう。

① 新生物届出票

② 腫瘍登録票

(5) 登録室の保守管理

① がん登録事業の登録事務及び情報管理を行う登録室の管理者は登録室長がその任にあたる。

② 登録室の管理者は、情報処理システムが良好に稼働するよう努める。

③ 登録室の管理者は、情報の漏洩、滅失、毀損の防止その他の情報の適切な管理のために必要な措置を講じる。

第6 登録資料の利用及び提供

(1) 資料の利用制限

登録資料は、この事業の目的以外に使用してはならない。

(2) 届出医療機関等への予後情報の提供

① 届出医療機関等に対して、その届出医療機関等からの届出患者の予後に関する情報を提供することが出来る。

② 届出医療機関等は、予後情報の提供を受けようとするときは、長崎県がん登録資料利用申請書（様式第1号）により登録室を経由し、県福祉保健部長へ申請する。

③ 承認に基づく資料提供にあたっては、登録室は必要な情報提供記録を整備し、直接交付又は簡易書留による郵送の方法により情報を提供する。

(3) 公表資料以外の資料（研究等のための登録資料）の提供及び受領

① 県福祉保健部長は、登録資料のうち、報告書等により公表されている以外の資料について、他に漏らさない旨を誓約した長崎県がん登録利用申請書の提出があったときは、次に掲げる基準に全て適合している場合のみ、これを承認し、資料を提供することができる。

ア 利用目的が、がんの予防の推進・がん医療の向上のためであること。

イ がん登録の資料を利用する必要性があり、利用目的を達成するうえで必要な最小限の範囲内の資料であること。

ウ 利用の申請者が、利用目的を達成できる能力と具体的手段を持つと認められること。

エ 研究機関の長が、研究計画について倫理審査委員会による承認の適否その他の事項について意見を求め、適正との判断を得ていること。

オ 資料から知り得る情報の管理が適切に行われること。

② ①による資料利用の承認又は不承認をするときは、事前に「長崎県保健医療対策協議会成人保健部会がん登録委員会（以下「登録委員会」という。）」において協議すること。

③ 県福祉保健部長は、登録資料の利用についてさしつかえないと判断したときは、申請者ががん登録資料利用承認書（様式第2号）を交付する。

④ 利用を承認する場合の登録資料の形態は以下の各号に掲げるとおりとする。

ア 登録資料の閲覧又は転記

イ 登録資料の製表リスト

ウ 登録資料の電磁媒体

エ その他登録委員会に協議し、県が承認したもの

- ⑤ 登録資料の提供を受けたものは、「がん登録資料受領書」（様式第3号）を登録室長に提出しなければならない。
- ⑥ 登録室は登録資料の提供に際しては、「長崎県がん登録資料提供記録簿」（様式第4号）にそのつど記入しなければならない。
- ⑦ 登録資料の利用者は、承認された目的、方法以外に資料を利用してはならない。また、第3者に資料を譲渡、貸与、閲覧させてはならない。
- ⑧ 登録資料の利用者は、その資料を利用して行った研究の成果を公表する場合に、その内容について事前に公表する全文の写しを県福祉保健部長と登録室に提示しなければならない。
- ⑨ 登録資料の利用者は、研究事業が終了したら提供を受けた資料等について責任を持って焼却又は裁断により廃棄し、登録室長に処分報告書を提出すること。
- ⑩ 県は登録資料の利用状況について、その年度の事業年報に掲載するものとする。

(4) 登録資料を利用しようとする者には、第2の従事する者の義務の適用を受ける者と同様に守秘義務があるものとする。

(5) 登録資料利用者への検査等

- ① 県は、登録資料を提供した場合、必要に応じてその資料の保管状況等について立ち入り検査し、又は報告を聴取することができる。
- ② 登録資料の提供を受けた者は、前項の検査、報告に協力しなければならない。
- ③ 前項の検査等の結果、登録資料利用者には遵守事項の違反があった場合は、ただちに提供した資料の返還を求めることができる。

第7 他の地域がん登録事業実施団体との情報交換

- (1) 地域がん登録事業を実施している地方公共団体から、がん登録室に対し、長崎県がん登録事業で届出のあった当該地方公共団体に住所を有するがん患者の情報の提供依頼があった場合には、届出票の写しを送付するものとする。この場合、受領後の情報の取扱いに関する責任の所在を明らかにした受領書の提出を依頼するものとする。
- (2) 登録室は、地域がん登録事業を実施している近隣の県に対し、その県が有する長崎県に住所を有するがん患者に関する情報の提供を依頼する。この場合において、情報の提供を受けたときは、届出票に転記後、直ちに提供された原票を返却又は焼却・裁断により処分する。

第8 その他

この要領に定めるもののほか、がん登録事業に係る情報の取扱いに関して必要な事項は、県福祉保健部長が登録委員会に諮り定める。

附則 この要領は、平成14年4月1日から施行する。

(第1号様式)

秘

熊本県新生物届出(取消)票

提出用

届出医療機関名	TEL() - #		
所在地			
診療科名			
担当医師名			
カルテ番号	ID No. _____		
フリガナ	性別	生年月日	
患者氏名	男・女	1明. 2大. 3昭. 4平	年 月 日
現住所	都道府県	市郡	町村 番 号 番地
診断名	#		
病理診断	#	1. 原発性 2. 転移性 3. 不明 1. 確診 2. 疑診	
診断年月日	西暦 年 月 日	1. 初発 2. 再発 3. 不明	
病巣のひろがり	1. 上皮内 2. 当該臓器に限局 3. 所属リンパ節転移 4. 隣接臓器浸潤 (複数回答可) 5. 遠隔転移() 6. 不明 7. その他()		
診断方法	1. 理学所見 2. 手術(肉眼的) 3. X線 4. CT 5. 超音波 (複数回答可) 6. RI 7. MRI 8. 内視鏡 9. 腫瘍マーカー 10. 細胞診 11. 組織診 12. 剖検 13. 不明 14. その他()		
入院の有無	1. 有 2. 無		
治療方法	1. 手術 ———▶ ※手術日 (西暦 年 月 日) (複数回答可) ※手術内容 { 1. 治癒切除・摘出 2. 非治癒切除・摘出 3. 吻合等 4. 単開等 5. 不明 } 2. 放射線治療 3. 化学療法 4. ホルモン療法 5. 免疫療法 6. TAE 7. エタノール法 8. 温熱療法 9. レーザー 10. 内視鏡療法 11. 対症療法のみ 12. 治療しない 13. 治療拒否 14. 不明 15. その他()		
死亡年月日	西暦 年 月 日	死亡原因	1. 原病死 2. 他因死()
受診動機	1. 自覚症状 3. 健康診断 4. その他() 2. 他医療機関からの紹介(医療機関名: 所在地: 市・郡 町・村)		
当該臓器のがん検診	1. 有 (最終検診月 西暦 年 月頃) 2. 無 3. 不明		
他医療機関への紹介	1. 有 (医療機関名: 所在地: 市・郡 町・村) 2. 無		
その他の特記事項			

※資料請求 届出票 冊 封筒 枚 手引き 冊

○がん登録事業体系図

